

令和4年4月25日招集

令和4年 第4回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和4年第4回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和4年第4回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和4年4月25日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番 大江 正好	2番 本 田 勝 彦	3番 門 脇 功
4番 東海 林 光輝	6番 寒 河 江 一 浩	7番 庄 子 裕 絵
8番 高 岡 貞 雄	9番 仲 野 孝 藏	10番 石 山 一 穂
11番 吉 田 好 春	12番 岡 田 邦 弘	14番 阿 部 昇
15番 大 内 恒 一	16番 小 野 博	17番 岡 田 和 敏
18番 瀬 野 幸 太 郎	19番 菅 原 繁 治	

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第5号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 5 報第6号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 6 報第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 第 7 議第19号 非農地証明願いに係る証明について
- 第 8 議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 9 議第21号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについて
- 第10 議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第11 議第23号 農用地利用集積計画について
- 第12 農地あっせん委員会の報告
- 第13 農地転用委員会の報告
- 第14 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡 田 正 樹	農政主査兼係長	杉 村 兼 吾
農地主査兼係長	松 岡 義 朗	主 任	杉 浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和4年第4回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員、13番 栗原洋幸委員、まだ見えていない委員は17番 岡田和敏委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

14番 阿部昇委員、15番 大内恒一委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員会申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第3回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第5号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第11、議第23号農用地利用集積計画についてまでの、3報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

説明の前に、議案書の19頁をお開き下さい。

議第23号、農用地利用集積計画についてであります。計画の中の22頁をお開き下さい。事前に配付いたしました議案書資料の受付番号152番について、申請人より取り下げ願が提出されました。それに伴い、受付番号153番以降が繰り上がることになりましたので、今日配付いたしました資料との差替えをお願いいたします。

それでは、令和4年、第4回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、ご説明いたします。

1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第5号農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号3番、申請者住所氏名：東根市大字泉郷●●●●、●●●●、
転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字泉郷元沢渡字川原南●●●●。
地目：田、面積：597 m²の内 57.03 m²、土地の所有者：●●●●。転用の理由：農作業小屋、
農機具小屋を設置する。所要面積：農作業小屋、農機具小屋 57.03 m²。
3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、7件であります。

報第6号農地賃貸借契約の合意解約について、農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。

4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号34番、土地の所在：大字東根元東根字中川原●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,949 m²。

賃貸人住所氏名：東根市中央東一丁目●●●●、●●●●。

賃借人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●、●●●●。解約後の利用：自己保全。
であります。

以下、受付番号35番から40番までの6申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

5頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願は1件であります。

報第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願いについて

別紙、土地に係る農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げ願いについて受理されたので、本会に報告するものであります。

6頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げ願い（報告）。

受付年月日：令和4年3月8日、土地の所在：大字蟹沢字熊の堂●●●●。地目、登記

簿：畑、現況：樹園地、地積：1,184 m²。

譲渡人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●●、●●●●●、職業：農業。

譲受人住所氏名：東根市神町西三丁目4番59号、株式会社フカセ 代表取締役 深瀬英郎、職業：不動産業、転用後の主要目的：建築条件付売買予定地 6棟、1,114.20 m²、通路：67.53 m²、計1,181.73 m²。取下願年月日：令和4年4月4日、取下願の理由：残存事業が未完了のため。7頁をお開き下さい。

今月の非農地証明願いの申請は1件です。

議第19号、非農地証明願いに係る証明について

別紙土地に係る非農地証明願いがあったので、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領により、本会の議決を求めるものであります。8頁をお開き下さい。

非農地証明願い関係

受付番号1番、土地の所在：大字東根元原方字大森北●●●●●。地目、登記簿：田、現況：原野、地積：436 m²。所有者：東根市中央東一丁目●●●●● ●●●●●、非農地となった時期及び事由、農地法による許可の有無等：無（不詳）、転用許可事由：その他非農地であります。9頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、6件です。

議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。10頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号36番、土地の所在：大字長瀬字楯の内●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,063 m²。

譲渡人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●●、●●●●●、事由：労力不足、経営面積：51a。

譲受人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●●、●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：64aであります。

農地法第3条総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号37番、土地の所在：中央東三丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：2,419 m²。貸人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●●、●●●●●、事由：相手方の要

望、経営面積：137 a。

借人住所氏名：東根市中央東三丁目●●●●、●●●●、事由：経営規模拡大、経営面積：79 a であります。

以下、受付番号 38 番から 40 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定

受付番号 41 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：1,908 m²。

貸人住所氏名：舟形町舟形●●●●、●●●●、新庄市沖の町●●●●、成年後見人 ●●●●。事由：労力不足、経営面積：44 a。

借人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●、事由：経営規模拡大、経営面積：12 a であります。

農地法第 3 条総括表、使用貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願は 2 件です。

議第 21 号、農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について

農地法第 3 条第 1 項目的の別紙土地に係る買受適格証明願があったので、「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」（平成 13 年 1 月 5 日付け 12 構改 B 第 1242 号農林水産省構造改善局長通知）に基づき別紙意見を付して本会の議決を求めるものであります。14 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願関係

受付番号 3 番、土地の所在：大字野川字向原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：6,966 m²。

適格証明申請人住所氏名：東根市大字野川●●●● ●●●●、経営面積：128 a、事由：経営規模拡大。

所有者住所氏名：東根市大字野川●●●● ●●●●。

入札期間：令和 4 年 4 月 19 日から令和 4 年 4 月 26 日まで。開札期日：令和 4 年 4 月 28 日。開札場所：山形地方裁判所売却場。

以下、受付番号 4 番は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

意見としては、当該買受適格証明書の交付を受けた者が競売において落札し、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を提出した場合において、東根市農業委員会会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、これを許可して差し支えないものとするものであります。11 頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、4件です。

議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。15 頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号10番、土地の所在：本丸西四丁目●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積5,083 m²。

譲渡人住所氏名：東根市三日町四丁目●●●●、●●●●、職業：会社員。

譲受人住所氏名：東根市本丸西四丁目1番24号、医療法人延世会 理事長 金村應文 職業：サービス業。転用後の主要目的：老人福祉施設、駐車場、通路等、緑地で所要面積計が6,951.98 m²。備考として、所有権移転、実測面積、併用地有があります。

以下、受付番号11番から13番までは、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、17 頁に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。18 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、非農地証明願い及び農地法第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思います。19 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、40 計画です。

議第23号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。20 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号18番。土地の所在：中央東三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：1,347 m²。

売人住所氏名：東根市中央東一丁目●●●●、●●●●。

買人住所氏名：東根市中央東三丁目●●●●、●●●●、利用目的：畑として利用、移

転時期：令和4年4月25日、対価、総額：8,000,000円、支払い方法：現金、支払期限：令和4年5月15日、引き渡し時期：令和4年5月16日。買人の耕作面積は219aであります。

以下、受付番号19番、20番の2申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。21頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号141番、土地の所在：大字東根元東根字下白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,654㎡。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。

借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用、始期：令和4年4月25日、終期：令和14年4月24日、賃借料：10aあたり10,000円、6年再設定。借り人の耕作面積は2,263aであります。

以下、受付番号142番から25ページの受付番号176番までの35申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、26頁に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。27頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号177番、土地の所在：大字野川字西原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,698㎡。

貸人住所氏名：東根市大字泉郷●●●●、●●●●。

借人住所氏名：東根市中島東通り●●●●、●●●●。

種類：使用貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和4年4月25日、終期：令和10年4月24日、賃借料：無償、6年再設定、借人の耕作面積は287aであります。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件3件と、議案5件の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第12、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。9番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【9番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、9番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を4月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は農地法第3条による所有権移転の許可申請1件、賃貸借権設定の許可申請4件、使用貸借権設定の許可申請1件、農地法第3条第1項目的の買受適格証明について2件、合計8件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る4月15日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号36番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号37番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号38番、39番及び40番の申請事由は、新規就農となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号41番の申請事由は、経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

次に、農地法第3条第1項目的の買受適格証明についてですが、受付番号3番および4番は、東根市内の農家であり、農地法第3条の許可要件を満たしている者であることを確認したところです。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第13、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

2番、本田勝彦農地転用委員会委員長。

【2番本田勝彦農地転用委員会委員長】

はい、2番本田です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を4月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたしま

す。

このたび、提案されました議題は、非農地証明願い 1 件、農地法第 5 条による許可申請 4 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 4 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、非農地証明願いについてですが、受付番号 1 番の土地については現状、のり面となっている部分であり、原野化している土地でありました。当該地については、非農地証明事務処理要領第 3 条第 5 号、森林の様相を呈しているなど農地への復元が困難な土地に該当するものであり、非農地として証明することについて支障なしとの意見の一致をみました。

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号 10 番については、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道区域で、かつ、申請地から概ね 500m 以内に二つ以上の教育施設、医療施設がある事から第三種農地、沿道区域を除く部分については第一種農地となりますが、申請事業の総面積に占める第一種農地の割合が 3 分の 1 を超えない範囲で、老人福祉施設を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) a (a)」に該当。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (f)」に該当。

受付番号 11 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、駐車場等を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当。

受付番号 12 番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、資材置き場を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のカの(ア)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のカの(イ)」に該当

受付番号 13 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、県道の区域に流通業務を行う事業所等を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (d)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 14、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 20 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、3 番門脇功委員が、議第 23 号農用地利用集積計画について、10 番石山一穂委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 15 分をめどに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【3 番 門脇功委員】

13 番門脇です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 19 号については、東根市農業委員会 非農地証明事務処理要綱 第 3 条第 4 号に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの意見の一致をみました。

議第 20 号については、**経営規模拡大** によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 22 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 23 号については、**水田、畑及び樹園地** として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1 番 大江正好委員】

1 番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 20 号については、**新規就農** によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 21 号については、農地法第 3 条の許可基準に照らし合わせ、適格証明の申請人が許可条件を満たしていると認め、承認することの意見の一致をみました。

議第 23 号については、**水田、畑及び樹園地** として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【6 番 寒河江一浩委員】

6 番寒河江です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 20 号については、**経営規模拡大及び新規就農** によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 22 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 23 号については、**水田、畑及び樹園地** として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第5号農地の転用の制限の例外確認申請について、報第6号農地賃貸借契約の合意解約について及び報第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願いについては、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに議第19号非農地証明願いに係る証明について採決いたします。

お諮りいたします。

議第19号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第19号については承認することに決しました。

次に、議第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に、3番門脇功委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第20号について、地区委員会の審議のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第20号については許可することに決しました。

3番門脇功委員の復席を求めます。

3番門脇功委員に申し上げます。

ただいま、議第20号については、許可することに決しましたので報告いたします。

次に、議第21号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについて、議第22号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上2案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第21号及び議第22号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、承認すること、及び許可相当との意見を付することに賛成の方の

挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 21 号及び議第 22 号について、承認すること、及び許可相当との意見を付すること
に決しました。

次に、議第 23 号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、10 番石山
一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらく
の間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 23 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 23 号については、決定することに決しました。

10 番石山一穂委員の復席を求めます。

10 番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第 23 号については、決定することに決しましたので報告いたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 4 年第 4 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 45 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員